

処理期限以降の低濃度PCBに係る PCB特措法の対応

(意見の集約及び対応方針案)

令和6年10月29日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

使用中PCB含有製品の管理の強化、廃棄までのトレーサビリティの確保

- 装置単位、制御盤単位での管理はよく考えていると思う。どういう名称でどのように認知していくか、手続的な観点も重要。（酒井委員）
- 実態もしっかりと把握した上で届出の内容や仕方を議論していくべきではないか。（木村委員）
- どこで誰がどう管理するかいうところを、網羅的に規定としてつくれるかということも模索しながら、各使用者が管理しやすく、かつ周りがトレースしやすいといったような場と方法が必要。（酒井委員）
- 管理主体は必ずしも廃棄物部局ではなく、ほかのところも併せてうまく行政の中でも管理できるようにしないといけない。管理体制も自治体と調整をしてつくっていくのがよい。（高岡委員）
- 使用中ということであれば、設備機器などを管理している管理者、管理的な技術者の活用も一案。（川本委員）
- 基本的には事業所単位になるのかもしれないが、大企業は事業所をまとめて企業単位で、自治体ではなく、環境省に報告という方法も一案。（永田座長）
- 管理だけではなく、管理の結果として出てくる国民との間での情報共有も重要。（永田座長）
- 50ppmを超えるものは国際的な約束を守るため、きちんと実行する必要があるが、50ppm以下は数の多さからして、排出事業者の責任で管理し、自治体は処理業者に指導し、適正処理につながる仕組みとし、自治体の負担を減らした対応ができないか。（田中委員）

多量保管者の処理計画策定

- 大量に持つ者の定義は、量の観点だけではなく、濃度の観点も重要。（川本委員）
- 平成28年の届出開始以降、多量にPCBを保有した（している）者には、年度ごとの低濃度PCB廃棄物の処理計画の策定を求めるべきではないか。（永田座長）

低濃度PCB含有製品等の管理の方向性（案）



- PCB特措法に基づき、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までに処理しなければならないが、廃棄物となっていない低濃度PCB使用製品についての取扱いを定める規定はない。
 - 封じ切り機器を含めた使用製品について低濃度PCB廃棄物の処理期限（R8年度末）以降に、使用機器の寿命等により、低濃度PCB使用製品が不要なものとして新たに廃棄物として発生することが見込まれる。
 - 処理期限以降に発生した低濃度PCB廃棄物が確実に無害化認定施設において処理進めるため、以下の制度的措置が必要か。
- ①処理期限以降に低濃度PCB廃棄物として発生しうる使用中の低濃度PCB含有製品及び疑い製品について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び処分を確実に実施するため、同製品の所有者に対する同製品の管理の強化、さらに廃止後廃棄までのトレーサビリティ確保のための仕組みが必要か。具体的には、
- ・ 使用中の低濃度PCB含有製品及び疑い物を届出させてはどうか。
 - ・ 使用中の低濃度PCB含有製品及び疑い物の管理基準を策定し、同基準を遵守させてはどうか。
 - ・ 使用中の低濃度PCB含有製品及び疑い物を廃止・廃棄しようとする際、廃棄の届出後一定期間内の処理を義務化するとともに、処理後には自治体に報告させてはどうか。 など
- ②低濃度PCB含有塗料を使用した建築物・設備を有する者に対して、同建築物・設備の塗膜の管理計画、処理計画の策定及び計画的な処理を促す仕組みが有効か。具体的には、
- ・ 低濃度PCB含有塗膜を多量に保有する者（国、自治体、特定業種企業等）の廃棄後の処理を含めた適正な管理計画の策定、同計画の環境省に届出させてはどうか。
 - ・ 管理計画に基づく管理・廃棄処理の状況に関する行政指導の規定が必要ではないか。 など

使用中のPCB含有製品及び同疑い製品の定義（案）



（基本的な考え）

- 保管中の低濃度PCB廃棄物は、期限内の早期処理を促進する。
- 保管中の濃度不明物（濃度測定がされないため、廃棄予定で保管中となっている低濃度PCB含有疑い物）は、濃度分析を促進し、低濃度PCB廃棄物と確認された物は廃棄物として期限内の早期処理を促進する。（PCB非含有と確認されたものは、非含有の届出を受け、届出を取り消す。）

■ 使用中のPCB含有製品

- ・濃度分析の結果、含有PCB濃度が0.5ppm超の製品であり、処分期間末までに処分できない使用中の製品（電路につながれている電気機器、試薬など）は、製品毎に届け出てはどうか。
- ・橋梁やタンクなどの塗膜についても、PCB濃度分析済みで処分期間末までに剥離・処分できない場合は、一部剥離済みであっても橋梁やタンク毎に届け出てはどうか。

■ 使用中（所有中）のPCB含有疑い製品

- ・製造年度やメーカー、設置年度などから低濃度PCBを含有する可能性があり（※1）、封じ切り機器等のため、濃度測定が実施できない機器（電路につながれている電気機器、溶接機やレントゲン機など）は、製品毎に届け出てはどうか。
- ・3kg未満の小型コンデンサー等が基板に使用されている制御盤等は、コンデンサー毎ではなく、使用されている制御盤毎に届け出てはどうか。

※1 疑い機器の絞り込みがポイント

※2 届け出た後に、濃度分析や新たな知見からPCB非含有とされた場合は届出の取り消しまたは変更を適宜実施。

- これらの低濃度PCB含有製品及び同疑い製品については、行政による管理の強化、さらに廃止後廃棄までのトレーサビリティ確保するための仕組み（届出制度、行政指導制度など）が必要。

(参考) 主な使用中製品の管理方法等の調査結果

低濃度PCB含有疑い製品と同様の使用がなされている製品の使用中の管理や廃棄の方法について調査を行った。

(電気工作物)

- 変電所で使用されている変圧器のうち、低濃度PCB含有が確認できている機器は電気事業法に基づき、届け出られている（写真の例では三相の変圧器を一組としている）。廃止後はPCB廃棄物としてPCB特措法に基づき届け出られる。
- 使用中の管理は電気機器管理部門が行っており、社内統一のデータベースで管理されている。その後、電路から取り外した後（＝廃止後）と廃棄する際も同一部門が管理を行う。

(制御盤)

- 制御盤は、使用されているコンデンサーが封じきりで、使用中にPCB含有が判明しないため電気事業法の届け出は行っていない。
- 大型の製造機械では同じ制御盤を複数使う場合もあるが、役割の異なる複数の制御盤を組み合わせ、一つのシステムを構築する場合もある。
- 制御盤の中に使用されているコンデンサーの一つ一つまでメーカーや製造年度、型式の確認を行い、管理しているのではなく、制御盤を一つの塊として管理している。なおコンデンサーにはブレードに組み込まれたものも存在する。
- 廃止後は資材部門などで一括管理し、廃止後は盤単位で廃棄する。処理方針等が決まるまで廃止された状態で保管されている場合もある。

(塗膜)

- 橋梁やタンク等の塗膜の全部または塗膜の一部が剥離できないものがある。
- 一部が剥離できないものは、水道管等が存在するため、剥離作業が実施できない場合等がある。



処理期限以降の使用済製品の届出の考え方（案）

- 主な低濃度PCB含有製品及び疑い製品の所有者は、自治体（廃棄物部局及び関係部局）等に届出があることを基本としてはどうか（情報のワンストップ化の検討も必要か）。ストックホルム条約では令和10年12月までに環境上適正な管理を求めていることから、新たに覚知された低濃度PCB含有製品及び疑い物、塗膜の管理計画等は速やかに届け出るよう求めてはどうか。
- 保管事業者は届け出た低濃度PCB含有製品及び疑い製品からPCBが飛散・流出しないよう、管理基準に従って、廃棄されるまでの間、管理することを求めてはどうか。
 - ⇒届出されていない低濃度PCB含有疑い製品を行政指導の対象としてはどうか。
 - ⇒届出を求める疑い製品の具体は、メーカーに低濃度PCB含有疑い製品に関する情報提供を求め、有識者の確認を得た上で周知することとしてはどうか。
- 確実な管理のためには、自治体等が届け出られた使用中の低濃度PCB含有製品及び疑い物情報を元に、必要に応じて立入検査や行政指導を実施できるようにすることが必要ではないか。
- 確実な処理のためには、低濃度PCB含有製品を廃止・廃棄する際、廃止・廃棄の届出後一定期間内に処理を実施することを求めてはどうか（なお、疑い製品を廃止・廃棄する際には、PCB濃度分析を行い、PCB廃棄物と確認されたものは、含有製品と同様に廃止・廃棄の届出後一定期間内に処理を実施することを求め、PCB非含有が確認された場合はその旨を届け出ることを求める）。PCB濃度を分析せず、PCB廃棄物とみなして廃棄することも可とするか。
- 保管事業者は自治体に低濃度PCB廃棄物の処理後に速やかに報告するよう求めてはどうか。また、分析の結果、PCB非含有であったものについても届出を求めてはどうか。